

HOYA 健康保険組合規約 新旧対照条文

改定後	改正前
<p>(<u>保険料額及び調整保険料額の負担割合</u>)            第52条            一般保険料等額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。(小数点以下第3位を四捨五入する。)</p>	<p>(<u>保険料及び調整保険料の負担割合</u>)            第52条            一般保険料額及び調整保険料額の100分の50は事業主、100分の50は被保険者において負担する。(小数点以下第3位を四捨五入する。)</p>
<p>(<u>特定被保険者の保険料額</u>)            第52条の2            この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は、一般保険料等額と介護保険料額との合算額とする。</p>	<p>(<u>特定被保険者の保険料額</u>)            第52条の2            この組合において、介護保険第2号被保険者たる被保険者以外の65歳未満の被保険者(介護保険第2号被保険者たる被扶養者があるものに限る。)に関する保険料額は、一般保険料額と介護保険料額との合算額とする。</p>
<p>(<u>予備費の費途</u>) (略)            第53条の3  <u>子ども勘定のうち、予備費を充てることの出            来る費途は、次の各号に掲げるものとする。</u>            (1) 子ども・子育て支援納付金 (2) 還  <u>付金</u></p>	<p>(<u>予備費の費途</u>) (略)  <u>(新規)</u></p>
<p>(<u>準備金の保有方法</u>)            第54条の2  <u>介護納付金及び子ども・子育て支援納付金に            係る準備金は、原則として次の各号に掲げる            方法によって保有しなければならない。</u></p>	<p>(<u>準備金の保有方法</u>)            第54条の2            介護納付金に係る準備金は、原則として次            の各号に掲げる方法によって保有しなければ            ならない。</p>
<p><u>附則 (子ども・子育て支援納付金創設)</u>  <u>この規約は、令和8年4月1日から施行す            る。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>